

<エッセイ>

公共性に規定される地域共同性：

ミュンヘン・モデルにおける住宅地開発の諸相

前田昌弘

ミュンヘン・モデルと地域共同性の変容

ミュンヘン市では 1990 年代半ばより、地価の上昇を伴う新規住宅開発に対して、「ミュンヘン・モデル」と呼ばれる住宅政策の基本方針の遵守を義務づけている¹。そこでは、一定割合のアフォーダブル住宅の供給、協同組合による共同住宅の建設、地域運営を担う住民組織の設立、そして住民活動に対するサポートなどを通じ、「ソーシャル・ミックス」を前提とした地域共同性の涵養が目指されている。

従来のソーシャル・ミックス論においては、異なる所得層を混住させるだけでは、近隣関係の希薄化や生活様式の差異による摩擦が生じるという限界が指摘されてきた²。本稿では、ミュンヘン・モデルがそうした物理的な混住がもつ限界を、住民組織（フェライン）の形成を促し社会・文化的側面から共同性を再構築することで、乗り越えようとしている点に着目する。

この背景には、地価・家賃の高騰による市外への人口流出³や、移民・難民の流入にともなう社会的軋轢⁴といった問題の深刻化がある。ミュンヘン・モデルでは低所得層や移民・難民の住まいが一定数確保されているが、特筆すべきは、これらの層が所得レベルに応じて居住地を隔てられるのではなく、同一街区内で混住することが図られている点である。例えば、低所得層や移民・難民は、所得制限に基づく社会住宅に入居するが、これらは中所得者向け住宅や民間分譲住宅と同じ街区に配置され、外観上の差異も設けられない。これにより、居住年数や所得に差がある住民同士が居合わせ、さらに住民組織の活動を通じて互いの価値観に触れる環境が整えられている。民間の住宅開発への市の積極的介入は、単なるハコの提供ではなく、こうした混住に伴う摩擦を地域の方で予防・解決しようとする試みである。

これまでドイツを含む西欧の市民社会では、個人を単位とした公共圏への参加が

一般的であった。日本の町内会のように、地域住民の全員参加を原則とし、地域共同性を所与とした「地域共同管理組織」(中田 2000、大内・鯨坂・玉野 2021)は存在してこなかったと言われる。たしかに、ドイツにも、「フェライン(verein)」と呼ばれる結社(association)の文化があり、その中には地域に根ざした活動を行うものも存在する。しかし、それはあくまで多種多様なフェラインの一形態に過ぎず、社会に広く浸透した日本の町内会とは似て非なるものである。

この状況を踏まえると、ミュンヘン・モデルにみられる協同組合方式による住宅建設や地域住民組織の採用は、公共圏における地域共同性の扱いの新たな展開を示唆していると捉えられ興味深い。地価・家賃の高騰や移民・難民の流入によって公共が担うべき問題が深刻化する中、その解決にあたるフェラインの媒介として、「地域的なもの」が強く求められていると言える。日本では昨今、地域コミュニティの衰退とともに地縁型組織が危機の淵にある。その一方で西欧市民社会においては、本来は希薄とされてきた地域共同性の存在が公共性によって規定され、新たな意味を持ち始めているのではないか。市民概念の背景が異なる日本と西欧の社会を単純に比較することはできないが、地域の活力低下とともに地域共同性と公共性の関係を根底から捉え直し、両者を架橋する方途を探る議論(前田 2024)をさらに発展させるうえで、こうした問いを投げかけることには一定の意義があるだろう。

事例 1:アッカーマン・ボーゲンにおける住民組織の実践

アッカーマン・ボーゲン(Ackermannbogen)はミュンヘン・モデルにもとづく初期の開発事例である。1994年に市が旧軍用地を連邦政府から購入して始まったこの住宅再開発プロジェクトは、団地設計者選定のコンペ等を経て、2002年から2014年にかけて段階的に建設が進められた。現在、団地中央には広大な緑地が確保されており、そこからは北側に隣接するオリンピック公園のシンボルであるタワーがみえる(図1)。市中心部には公共交通で20~30分で行くことができ、全2,250戸の住宅は、民間分譲共同住宅への価格規制や助成金付き分譲共同住宅や賃貸共同住宅の適正な配分によって供給されている。そのため、良好な立地にありながら住宅価格が抑制されている。

アッカーマン・ボーゲン協会(Ackermannbogen e.V.⁵⁾は、団地の開発に先立ち



図1 アッカーマン・ボーゲン:団地中央の緑地

1999年に設立された住民組織である。2025年6月時点で団地住民等を中心として約1,000人の会員を擁する。9名のパートタイムスタッフと5名のボランティアが中心となって運営し、活動資金は会費と寄付金、市の補助金で賄われている。協会の主な活動は団地内の共同スペースの管理、イベント開催、そして住民活動のサポートである。スタッフの一人であるA氏によれば、協会は住民活動のプラットフォームを提供することを役割としており、住民の日常生活におけるささやかなニーズを汲み取って、その実現を支えている。チラシの作成や行政への助成金申請といった、住民が負担に感じやすい作業を代行・支援することで参加へのハードルを下げ、活動の持続性を高めている。また、高齢者やマイノリティが孤立しないように細やかな工夫を凝らしたイベントを企画しており⁶、そういった地道な活動こそが、ドイツでも深刻な問題となりつつある社会的孤立⁷を予防する道であるという信念を持っている。

地域共同性を媒介として社会問題に対処する協会のスタンスを象徴するのが、団地内のコミュニティ・ガーデンである。ドイツでは「クラインガルテン (kleingarten)」と呼ばれる貸し市民農園が広く根付いているが、そこでは個別の区画が柵で区切られるのが一般的である。これに対して、コミュニティ・ガーデンでは約1,000 m²の庭を住民

が共同利用し、例えば野菜やハーブといったトピック別に担当を決めるというドイツでは珍しい手法を採用している。これにより、不在時の水やりの代行や栽培・調理方法の教え合いといった、自然な協力・交流が促されている。これは、個人の領域を明確にすることで関係が匿名化しがちな従来の手法の限界を踏まえ、住民間の顔のみえる関係の形成を期待した設計であると言える。

専門機関による伴走支援:ミットバウツェントラーレ・ミュンヘン

ミットバウツェントラーレ・ミュンヘン(mitbauzentrale München)は、「共同生活の相談窓口」(mitbauzentrale München, p.10)として、協同組合方式による共同住宅の建設や地域住民組織の運営等に対するコンサルティングを行う機関である。ドイツでは20世紀初頭にも住宅協同組合(wohnungsgenossenschaft)による住宅建設が盛んになった時代があったが、1990年代以降は新しい形態のプロジェクトが推進されている。ミットバウツェントラーレは、ミュンヘン市から委託を受けて活動する民間組織であり、2014年の設立以来、10年間で計46件・2,479戸の住宅プロジェクトや20件の住宅協同組合の新規設立(計画中の8件を含む)を実現させてきた(ibid,p.29)。近年は対象地域を広げ、周辺の郡にも相談サービスを提供している。

ミュンヘン中心部の文教地区に構えるオフィスは道路に面した全面ガラス張りの建物で室内は明るく、訪問者が気軽に入りやすい雰囲気である。共同代表を務める建築家ナタリー・シャラー氏は、隣接する建物に自身の建築設計事務所を構え、この機関の業務に従事している。ミュンヘン・モデルの実現において小規模な建設協同組合が果たす役割は大きいですが、大企業などの大資本に比べ、土地取得や法的手続き、資金調達、専門家との協働といった、開発に伴う複雑なプロセスに不慣れである。何より、価値観の異なる人々が集い、共同生活を成立させる共通の理念を見出すことは困難な作業である。シャラー氏はこうした組合の活動に伴走し、目標の実現を手助けしている。なお、ミットバウツェントラーレは、市から100%の資金提供を受けて運営されているため、市民はすべてのサービスと支援を無償で利用できる。

シャラー氏がインタビューで語った「近隣を発明する(inventing neighborhoods)」という言葉は、ミットバウツェントラーレのミッションを象徴している。近隣住区論の提唱者C.A.ペリーはかつて、日常生活圏としての「近隣」概念を確立し、組織化する必要

を説いたが(ペリー1975)、彼の主眼は主に街区の物理的な設計にあった。これに対してシャラー氏らが見出そうとする「近隣」とは何か。それは、単なる物理的な形態ではなく、背景の異なる住民どうしを結びつけ、新しいエリアで共同生活の意識を醸成する社会的環境と物理的環境の結合プロセスである。シャラー氏はこれを包括して、「民主主義の教育(democracy education)」と表現した。その成果の一端はアッカーマン・ボーゲンにも現れており、さらに、次に紹介する事例においてより顕著に体现されている。

事例 2: プリンツ・オイゲン・パークのゲコ協同組合とアリア・グループの活動

プリンツ・オイゲン・パーク(Prinz Eugen Park)は旧軍用地に開発された住宅団地であり、2017年に着工し、2025年時点で約1,800戸に約4,000人が居住している。ミュンヘン・モデルにもとづきアフォーダブル住宅⁸が整備されるとともに、緑地計画や住宅の木質化、エネルギー循環といった環境配慮の試みが国内外で高く評価されている(図2)。この地区の住民組織であるゲコ協同組合(GeQo e.G⁹)は、住民を中心とするボランティア・スタッフによって運営されている。まだ計画段階であった2017年に組織化され、地区の理念について話し合いを重ねた後、2018年に本格的に活動を開始した。現在は会費や寄付金、市の補助金等にくわえ、団地内でのコミュニティカフェやモビリティ・サービス、駐車場等の運営収益を活動財源に充てている。

プリンツ・オイゲン・パークでは、移民の背景をもつ住民(移民とその子供など)が6割に達し、これはミュンヘン市全体の割合(約50.5%)を上回る。私たちがゲコ協同組合が運営するコミュニティカフェ(Cafe GeQo)でスタッフの女性B氏にインタビューしていた際も、ムスリムの女性たちが子供を連れて通りを行き交う姿がしばしばみられ、また、団地内の公園は親子連れで賑わうなど活気に満ちていた。さらに、難民受け入れのために確保された住戸には、近隣諸国から逃れてきた60家族が入居している。彼らの中には、ドイツ語がほとんど話せない人もいて、B氏は、「毎日どうやって食べ物を買うか、どうやって生活をマスターするかで精一杯な人たちを、いかにコミュニティ活動に巻き込んでいくかは今も大きな課題です」と語った。ゲコ協同組合は、ドイツ語の学習支援や子供たちの宿題の手伝い、共同料理イベント、リペア・カフェ、コンサート等を通じて、立場や背景が異なる人々の対等な関係を重視した支援を続け

ている。それは「私は教える人ではなく、あなたが何かを作ることを伝え、お互いに習い合う関係を大切にしています」というB氏の言葉に集約されている。

また、団地全体の組織に加え、各住棟の住民で構成される協同組合も活動している。アリヤ(Aliyah)というグループは、他のグループとは成り立ちが異なる。メンバーは2025年6月時点で72歳から83歳の男女11名である。彼らは12年前はミュンヘンのハイドハウゼン(Haidhausen)地区に暮らしていたが、「老後に一人になりたくない」、「より良い生活の展望を持ちたい」という願いから集まった。その後、ミュンヘンの歴史ある住宅組合 Bauverein München-Haidhausen e.Gの協力を得て、この団地に入居した。メンバーはそれぞれ団地内の別の住戸に暮らしつつ、ある住棟1階の一室をグループで借り、「私たちのリビング(unser Wohnzimmer)」と呼び共同利用している。毎週木曜日の共食や家族の集まり等を通じ、施設や子供・配偶者になるべく頼らず、自立した暮らしを目指している。

アリヤでは、通院の付き添いなどの「助けあい」は行うが、過度な負担を避けるため「介護」は行わないというルールを定めている。また、グループ規模の上限を15人とし、空室ができた時は自分たちにあう新規入居者を住宅組合に対して提案する権利



図2 プリンツ・オイゲン・パーク:住棟と緑地

を持つほか、尊厳死や終末期の過ごし方についても積極的に議論している。さらに、子供向けの学習支援などの地域貢献活動を通じて、「地域社会に埋め込まれた存在」であることを実践している。メンバーの一人が「私たちは人生の真っ只中にいます (Wir sind mitten im Leben)」と語る通り、メンバーは活動を通じて充実した人生を送っている様子であった。このように、アリヤの活動は既存の仕組みを活用しつつ、共同生活を基本理念とするプリンツ・オイゲン・パークの環境を通じて具現化した、地域協同性の涵養と市民の自発的な活動が結びついた興味深い実践である。

公共性と地域共同性の関係に関する考察

本稿の事例からみえてくる、ミュンヘンにおける地域共同性の展開について、田中(2010)による共同性の認識論を参考として、日独比較も交えて検討したい(表1)。

表1 日本の町内会とミュンヘン・モデルのフェラインの比較

| | 日本の町内会 | ミュンヘン・モデルのフェライン |
|--------|----------------------------------|--|
| 組織形態 | 任意団体、地域共同管理を担う住民組織 | 協会 (e.V.)、組合 (e.G) 等、法人格を持つ団体 |
| 加入原則 | 地域住民の全員参加が原則 (地縁型コミュニティ) | 趣旨に賛同する者の自発的加入 (アソシエーション型) |
| 主な目的 | 行政補完、環境維持、親睦・交流など | 社会問題の解決、ソーシャル・ミックスの実現 |
| 行政との関係 | 行政の「末端組織」「下請け」になりやすい | 市の政策 (モデル) に基づきつつも、自立したパートナー |
| 公共性の源泉 | 地域住民による共同管理 (「公私の隙間論」「公共私役割分担論」) | 公共的な課題解決のために要請される (「共同性根底論」、ただし公共性による規定) |
| 運営支援 | 役員のボランティア (負担感が大きい) | 専門機関 (ミットバウツェントラー等) による伴走支援 |

「公私の隙間論」とは、地域住民組織が公共性とも私性とも馴染まない「隙間」の役割を担うという認識であり、そこでは公共性、共同性、私性が同列に扱われる。日本の町内会のあり方に対する主要な批判は、この認識論に集約され、公共私役割分担という名目のもと、町内会が共同性という広範かつ曖昧な領域を担われてきた。

日本の町内会は、建前上は行政と補完的な関係にありながら、実際には行政の「下請け組織」や「末端組織」と化しやすい。戦後の成長期にはこうした関係も行政と地域の双方に利点があったが、地域の活力低下とともにその限界が露呈している。

これに対し、「共同性根底論」は、共同性を公共性や私性と同列に置くのではなく、それらを社会の根底で支える基盤として捉える。共同性と公私は未分化な状態にあり、状況に応じて協力関係が立ち上がるべきであるとするこの立場は、「公私の隙間論」、およびそこから導かれる「公共私役割分担論」とは一線を画す。すなわち、相互依存や助け合いは「隙間」で曖昧に処理されるのではなく、人間社会を支える普遍的な価値であり、その存在を抜きにした公共性も私性もあり得ないという認識に立脚しているのである。

ミュンヘンの団地におけるフェラインは、掲げるミッションの公共性や組織の独立性という観点から、公私の隙間論とは明らかに性格を異にする。一方で、「共同性根底論」からみても特異な点がある。これらの組織が形成する公共圏は、社会に地域共同性がもともと根付いており、それを活用したという類のものではない。むしろ、住宅市場からの疎外やマイノリティの孤立といった問題に対処するという「公共性」の領域において結成され、その具現化の手段として「地域共同性」が要請されたのである。すなわち、ここでは地域共同性が公共性によって規定されており、共同性から公共性が育まれたという従来の順序とは異なる関係性がみとれる。

これまで大きな成果をあげ、国内外の都市政策関係者から注目を集めてきたミュンヘン・モデルは近年、苦境に立たされている¹⁰。社会住宅建設等に対するバイエルン州の助成金が底をつき、計画されていたプロジェクトの中断が相次いでいる。その原因には物価高騰や社会住宅への需要拡大に加え、州の財源確保の見通しの甘さなども指摘されている。課題は山積しているが、住宅や地域組織に公共として投資することこそが社会問題を予防・解決し、社会の福祉に寄与するというミュンヘン・モデルの理念は、地域コミュニティの可能性を信じる筆者にとって、深く共感できるものである。この困難な状況下で、公共性と地域共同性の関係がどのように編み直されていくのか、その動向を引き続き注視していきたい。

付記：本稿は2025年6月16日から21日のミュンヘン滞在中の見聞をもとに執筆した。現地調査にご協力頂いたミュンヘン大学(Ludwig-Maximilians-Universität München)日本センター研究員アントニア・フェスティンク氏、並びに貴重な研究発表と議論の場を頂いた同教授エヴェリン・シュルツ氏、そして訪問を快く受け入れてくれたアッカーマン・ボーゲン協会、ゲコ協同組合、アリア・グループ、ミットパウツェントラーレ・ミュンヘンの担当者に心より感謝申し上げる。

¹ ミュンヘン・モデルは、1994年にミュンヘン市で採用された、社会的に公正な土地利用(Sozialgerechte Bodennutzung: SoBoN)という制度をもとに提供される住宅助成プログラムである。当該の建設計画によって「土地の利用価値が著しく高まる(地価が上昇する)」場合に適用される。具体的には、農地や工業用地の住宅用地への変更や容積率の大幅緩和により、新たな「地区詳細計画(Bebauungsplan)」を策定・変更する場合が対象となる。開発事業者に対して、開発利益の地域還元、インフラ整備費用の負担、社会住宅や中所得者向け住宅等のアフォーダブル住宅の建設を義務付ける。2021年の改定により規制が強化され、アフォーダブル住宅の割合(変更前:40%、現在:60%)、家賃拘束期間(変更前:25~30年、現在:40年)等の内容が変更されている。

² ある地域に居住する個人の行動や機会に対して近隣の環境特性が影響を与えるという傾向は、主に米国の都市貧困研究において観察され、近隣効果論(Neighborhood Effects)として理論化されてきた。この分野の古典であるウィルソン(1999)のアンダークラス研究では、貧困層が特定地域に集中することで失業や犯罪が常態化し、若者の意欲減退や孤立を招く「負の近隣効果」が指摘されている。これに対しソーシャル・ミックスは、低所得層が中・高所得層と同じ地域に居住することで、良好な社会規範に接し、意欲の向上や機会の拡大、有益な社会関係資本へのアクセスが可能になるという「正の近隣効果」や「社会的結合(Social Cohesion)」を期待するものである。しかし、ソーシャル・ミックスを物理的に実現したとしても、社会的・心理的な統合が進まない現象が多くの研究によって明らかにされてきた。物理的に隣り合って住んでいたとしても、所得や社会的・文化的背景が異なれば、交流は挨拶程度の関係に留まり、互いに交わることのない「平行した生活(Parallel Lives)」が常態化する(Cantle 2005)。De Bock(2018)は、この「平行した生活」の概念を旧西ドイツの歴史的文脈(1960-80年代)に遡って適用し検討を行っている。当時の西ドイツにおいて、主に地中海沿岸諸国から渡独した外国人労働者は「一時的な客」として扱われていたため、彼らがドイツ社会へ統合されることは想定されていなかった。その結果として、ドイツ人と外国人労働者が同じ空間に身を置きながら、精神的・社会的には全く交わることのない「平行した生活」が、制度的かつ日常的に定着していった過程を明らかにしている。

³ ミュンヘン市が発行する家賃指標(Mietspiegel)によると、新規契約家賃は2013年~23年の10年間で平米あたり平均14~15ユーロから平均22~23ユーロへと上昇し、50%以上の上昇率を記録している。この家賃水準は首都ベルリンと比較しても30%以上高い。また、地価の上昇は家賃よりさらに劇的であり、ミュンヘン市地価鑑定委員会(Gutachterausschuss)の報告書によると、市内の住宅地の平均価格は1990年代初頭から約5~8倍に上昇しており、2010年代の低金利政策期間中には年間10~20%という上昇率を記録した年もあった。市の住宅市場指標(Wohnungsmarktbarometer)によると、ミュンヘン市民の収入に対する住宅費の割合は他都市よ

りも高く、平均的な世帯は可処分所得の約 30~40%を住居費に費やしており、これは全国平均(約 25~28%)を大きく上回る。特に低所得者や若年層においては所得の 50%を家賃に充てるケースが常態化しており、市民間の社会的軋轢や市外への人口流出の原因となっている。

⁴ ミュンヘン市の人口統計報告書および移民背景別人口統計によると、2024 年 12 月末時点でミュンヘンの人口は 160 万人を越え、そのうち移民を背景とする市民(外国生まれの市民またはその子)は 50.5%に達している。また、全人口の 30.6%はドイツ国籍を持たない外国籍住民であり、さらに、2022 年 2 月のロシアの侵攻以降はウクライナからの避難民が流入しており、近年の人口急増の要因となっている(転入超過約 1.5 万人)。人口密度はドイツ最高の 5,200 人/km²に達しているが、低所得・中間所得者向けの公的住宅である助成金による支援を受けた住宅(Geförderte Wohnungen)は市の全住宅ストックの約 5%にとどまっており、そのことが市民と移民との間で限られた空間の奪い合いを生み、社会的軋轢の要因になっている。

⁵ e.V. は、eingetragener Verein の略である。法律に基づいて正式に登録(登録)されたクラブや団体を指す。営利を目的としない活動に用いられ、登録されることで法人格を持ち、契約の締結や資産の保有など、法的に責任を負った行為が可能になる。また、一定の条件を満たすことで税制上の優遇措置を受けることも可能になる。

⁶ 教育・子育て、高齢者支援、スポーツ・交流といった活動の他、サステナビリティに関する活動への関心も高い。古着の交換会やフリーマーケットが定期的開催され、故障した家電や機械を持ち寄り修理の技術を教えあうリペア・カフェの活動も盛んである。団地内にリペア・カフェ専用のスペースも設けられている。また、ムスリム女性限定のパレーボールクラブなど、マイノリティのニーズに応えた活動も企画している。

⁷ ドイツでは、孤独や孤立への対策が重要な政治課題となっている。日本は人口動態の変化においてドイツより約 20 年進んでいると考えられており、ドイツにとって日本は社会的孤立対策の先行事例となっている(Schulz2025)。Covid-19 パンデミックを経て、若者の間で孤立感や精神的負担が増大し、また、都市化やジェントリフィケーションに伴い社会的交流に寄与しない「非場所」(Nicht-Orte, オジェ 2017)が増え、それらが原因となり、市民の疎外感や匿名性、孤独感が増大している(Schulz2025)。ドイツと日本の文化的違い(失敗に対する恥の意識の強さ)等を踏まえつつ、居場所づくりや生活困窮者への食事の提供など、福祉制度と支援体制の必要性が指摘されている (ibid)。

⁸ 約 1,800 戸の住宅の内訳は、同地区の機関誌 Prinzenpost Sonderheft (Arbeitskreis Quartierszeitung Prinz Eugen Park 2021)によると、自由市場価格住宅(民間投資等)40%、社会住宅(EOF)30%、中所得者向け補助金住宅(ミュンヘン・モデル)20%、家賃抑制型・コンセプトショナル住宅(KMB)10%である。これらの住宅の建設にはミュンヘン市所有の公共住宅建設会社(GWG、GEWOFAG)、民間の開発事業者、住宅建設協同組合(Genossenschaften)や共同建設グループ(Baugemeinschaften)が参加している。また、全体のうち 500 戸が木造の連棟住宅であり、これはドイツでも最大規模である。全体として約 4300 人が居住することが想定されており、多様な所得層が混ざり合う「ミュンヘン・ミックス」を実現している。なお、2024 年以降、GWGとGEWOFAGは合併しミュンヘン・ヴォーネン(Münchner Wohnen)に統合されている。

⁹ e.G は eingetragene Genossenschaft の略。e.V と異なり、構成員が共同で運営する営利活動に適用される。株式会社のような有限責任を持つが、加入・脱退が比較的自由に民主的な運営を特徴とする。信用組合や住宅組合、農業組合などで用いられる。

¹⁰ 2025年に入り、新聞メディア等がこの問題を報じている。Mietendrama im Großraum München: Könnte die Stadt mehr tun?(バイエルン放送(BR24)ニュース記事「ミュンヘン大都市圏における家賃問題:市はもっと多くのことをできるのではないか?」2025年3月19日)、Stopp bei bezahlbarem Wohnraum: Fördertöpfe sind leer(同「手頃な価格の住宅供給が停止:助成金の資金が底をつく」2025年4月16日)、Ausgerechnet die Wohnungen, die am dringendsten gebraucht werden, bleiben auf der Strecke(南ドイツ新聞記事「まさに最も必要とされている住宅が、取り残されているのだ」2025年11月28日)。

<参考文献>

- Arbeitskreis Quartierszeitung Prinz Eugen Park. QUARTIER IM BLICK: Informationen und Tipps für den, Prinz Eugen Park, Prinzenpost Sonderheft, 2021(プリンツ・オイゲン・パーク地区新聞作業部会「プリンツェンポスト特別号:地区に関する情報やヒント」)
- Cantle, Ted: Community Cohesion: A New Framework for Race and Diversity, Palgrave Macmillan, 2005
- De Bock, Jozefien: Parallel Lives Revisited: Mediterranean Guest Workers and their Families at Work and in the Neighbourhood, 1960-1980, Berghahn Books, 2018
- mitbauzentrale München. 10 Jahre mitbauzentrale München: mitbauen mitwohnen mitwirken, 2024(ミットバウツェントラレー・ミュンヘン「ミュンヘン共同建築センター10周年:共同建築、共同生活、共同活動」)
- Schulz, Evelyn. zur wachsenden Einsamkeitskrise in Japan, Politikum, pp.26-33, 2025(シュルツ、エヴェリン「日本で深刻化する孤独の危機について」)
- ウィルソン、ウィリアム著、青木秀男監訳、平川茂・牛草英晴訳『アメリカのアンダークラス—本当に不利な立場に置かれた人々』、明石書店、1999
- 大内田鶴子・鯉坂学・玉野和志編著『世界に学ぶ地域自治—コミュニティ再生のしくみと実践』、学芸出版社、2021
- オジェ、マルク著、中川真知子訳『非-場所:スーパーモダニティの人類学に向けて』、水声社、2017
- 田中重好『地域から生まれる公共性—公共性と共同性の交点』、ミネルヴァ書房、2010
- 中田実編著『世界の住民組織—アジアと欧米の国際比較』、自治体研究社、2000
- ペリー、A.クラレンス著、倉田和四生訳『近隣住区論—新しいコミュニティ計画のために』、鹿島出版会、1975
- 前田昌弘『共同性と公共性を架橋するには』、新川達郎監修、川中大輔・山口洋典・弘本由香里編『コミュニティデザイン新論』、pp.278-303、さいはて社、2024

